

議案説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和7年第2回定例会

1 案件名

議案第9号 佐野市手数料条例の改正について

(建築指導課所管部分)

2 概要

「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴い、建築関係手数料を改正するとともに、必要な規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 「建築基準法」の一部改正に伴い、審査等に要する時間の増加を踏まえた建築確認及び完了検査における手数料の改正及び所要の規定の整備を行う。
- (2) 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴い、原則全ての建築物に省エネ基準の適合が義務付けされたことなどによる手数料の新設及び改正並びに所要の規定の整備を行う。
- (3) 「建築基準法施行令」第137条の12第6項及び第7項の規定による既存不適格建築物に関する建築基準法令の適用除外に係る認定申請手数料を新設する。
- (4) 上記建築関係法令の改正に伴う条項ずれ及び字句を修正する。

【主な改正点】

- (1) 「建築基準法」の一部改正に伴う所要の規定の整備
(第4条第1項第2号及び別表建築関係手数料の部の表第2号の項、第3号の項、第41号の項、第44号の項、第50号の項)
- (2) 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴う所要の規定の整備
(別表建築関係手数料の部の表第47号の項、第48号の項、第49号の項、第50号の項、第51号の項、第52号の項)
- (3) 「建築基準法施行令」第137条の12第6項及び第7項の規定による所要の規定の整備
(別表建築関係手数料の部の表第39号の8の項、第39号の9の項)

4 その他の事項

- (1) 施行日 令和7年4月1日
- (2) 参考資料添付

建築確認申請等手数料 新旧対照表

申請区分		床面積(m ²)		手数料額(円)				
				現行	改正後			
確認申請 又は 計画通知	建築物		30 以下		9,000	同 額		
			30 超え	100 以下	15,000	16,000		
			100 超え	200 以下	23,000	28,000		
			200 超え	500 以下	37,000	43,000		
			500 超え	1,000 以下	66,000	同 額		
			1,000 超え	2,000 以下	94,000	同 額		
			2,000 超え	10,000 以下	190,000	同 額		
			10,000 超え	50,000 以下	310,000	同 額		
		50,000 超え	560,000	同 額				
	省エネ仕様基準の 審査加算分		一戸建ての住宅		200 未満	—	11,000	
					200 以上	—	13,000	
			長屋又は 共同住宅		300 未満		—	21,000
					300 以上	2,000 未満	—	34,000
					2,000 以上	5,000 未満	—	54,000
5,000 以上					—	71,000		
中間検査		30 以下		14,000	同 額			
		30 超え	100 以下	16,000	同 額			
		100 超え	200 以下	21,000	同 額			
		200 超え	500 以下	30,000	同 額			
		500 超え	1,000 以下	44,000	同 額			
		1,000 超え	2,000 以下	63,000	同 額			
		2,000 超え	10,000 以下	120,000	同 額			
		10,000 超え	50,000 以下	200,000	同 額			
			50,000 超え	390,000	同 額			
完了検査 (中間検査無し)		30 以下		16,000	同 額			
		30 超え	100 以下	20,000	22,000			
		100 超え	200 以下	25,000	32,000			
		200 超え	500 以下	36,000	50,000			
		500 超え	1,000 以下	63,000	75,000			
		1,000 超え	2,000 以下	81,000	97,000			
		2,000 超え	10,000 以下	150,000	180,000			
		10,000 超え	50,000 以下	240,000	280,000			
	50,000 超え	470,000	560,000					
完了検査 (中間検査有り)		30 以下		15,000	同 額			
		30 超え	100 以下	19,000	同 額			
		100 超え	200 以下	24,000	27,000			
		200 超え	500 以下	35,000	42,000			
		500 超え	1,000 以下	61,000	73,000			
		1,000 超え	2,000 以下	78,000	93,000			
		2,000 超え	10,000 以下	140,000	160,000			
		10,000 超え	50,000 以下	230,000	270,000			
	50,000 超え	460,000	550,000					

建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)申請手数料 新旧対照表

申請区分		床面積(m ²)		手数料額(円)	
				現行	改正後
一戸建ての住宅	性能基準	200未満		—	32,000
		200以上		—	36,000
	併用法	200未満		—	24,000
		200以上		—	26,000
	仕様基準	200未満		省エネ適判不要のため、 確認申請の加算料金として追加	
		200以上			
共同住宅等	性能基準	300未満		—	65,000
		300以上 2,000未満		—	100,000
		2,000以上 5,000未満		—	180,000
		5,000以上		—	260,000
	併用法	300未満		—	48,000
		300以上 2,000未満		—	80,000
		2,000以上 5,000未満		—	140,000
		5,000以上		—	200,000
	仕様基準	300未満		省エネ適判不要のため、 確認申請の加算料金として追加	
		300以上 2,000未満			
		2,000以上 5,000未満			
		5,000以上			
非住宅	工場、倉庫等 【モデル建物法】	300未満		—	18,000
		300以上 1,000未満		25,000	同額
		1,000以上 2,000未満		35,000	同額
		2,000以上 5,000未満		87,000	89,000
		5,000以上 10,000未満		130,000	同額
		10,000以上 25,000未満		160,000	同額
		25,000以上		200,000	同額
	工場、倉庫等 【標準入力法・ 主要室入力法】	300未満		—	21,000
		300以上 1,000未満		29,000	同額
		1,000以上 2,000未満		39,000	40,000
		2,000以上 5,000未満		94,000	95,000
		5,000以上 10,000未満		130,000	140,000
		10,000以上 25,000未満		170,000	同額
		25,000以上		210,000	同額
	工場、倉庫等以外 【モデル建物法】	300未満		—	82,000
		300以上 1,000未満		100,000	同額
		1,000以上 2,000未満		130,000	同額
		2,000以上 5,000未満		210,000	220,000
		5,000以上 10,000未満		280,000	290,000
		10,000以上 25,000未満		340,000	同額
		25,000以上		400,000	同額
	工場、倉庫等以外 【標準入力法・ 主要室入力法】	300未満		—	210,000
		300以上 1,000未満		260,000	同額
		1,000以上 2,000未満		330,000	340,000
2,000以上 5,000未満		480,000	490,000		
5,000以上 10,000未満		590,000	600,000		
10,000以上 25,000未満		700,000	710,000		
25,000以上		800,000	810,000		

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算し徴収する。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 新旧対照表

【適合証なしの場合】

申請区分		床面積(㎡)		手数料額(円)	
				現行	改正後
一戸建ての住宅	誘導性能基準	200 未満		31,000	32,000
		200 以上		35,000	36,000
	併用法	200 未満		—	24,000
		200 以上		—	26,000
誘導仕様基準	200 未満		—	16,000	
	200 以上		—	18,000	
共同住宅等	誘導性能基準	300 未満		63,000	65,000
		300 以上 2,000 未満		100,000	同額
		2,000 以上 5,000 未満		180,000	同額
		5,000 以上		250,000	260,000
	併用法	300 未満		—	48,000
		300 以上 2,000 未満		—	80,000
		2,000 以上 5,000 未満		—	140,000
		5,000 以上		—	200,000
	誘導仕様基準	300 未満		—	31,000
		300 以上 2,000 未満		—	53,000
		2,000 以上 5,000 未満		—	97,000
		5,000 以上		—	140,000
非住宅	モデル建物法	300 未満		80,000	82,000
		300 以上 1,000 未満		100,000	同額
		1,000 以上 2,000 未満		130,000	同額
		2,000 以上 5,000 未満		210,000	220,000
		5,000 以上 10,000 未満		280,000	290,000
		10,000 以上 25,000 未満		340,000	同額
	標準入力法・主要室入力法	25,000 以上		400,000	同額
		300 未満		210,000	同額
		300 以上 1,000 未満		260,000	同額
		1,000 以上 2,000 未満		330,000	340,000
		2,000 以上 5,000 未満		480,000	490,000
		5,000 以上 10,000 未満		590,000	600,000
		10,000 以上 25,000 未満		700,000	710,000
		25,000 以上		800,000	810,000

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算し徴収する。

【適合証有りの場合】

申請区分		床面積(㎡)		手数料額(円)	
				現行	改正後
一戸建ての住宅	200 未満		4,700	同額	
	200 以上		4,700	同額	
共同住宅等	300 未満		9,000	同額	
	300 以上 2,000 未満		18,000	同額	
	2,000 以上 5,000 未満		41,000	同額	
	5,000 以上		74,000	同額	
非住宅	300 未満		9,000	同額	
	300 以上 1,000 未満		15,000	同額	
	1,000 以上 2,000 未満		25,000	同額	
	2,000 以上 5,000 未満		74,000	同額	
	5,000 以上 10,000 未満		110,000	同額	
	10,000 以上 25,000 未満		140,000	同額	
25,000 以上		180,000	同額		

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算し徴収する。

議案説明書

都市建設部 都市計画課

提出議会：令和7年第2回定例会

1 案件名

議案第9号 佐野市手数料条例の改正について

(都市計画課所管部分)

2 概要

宅地造成及び特定盛土規制法（盛土規制法）の中間検査に係る手数料の追加

3 理由及び趣旨、目的、内容等

県は、盛土規制法による規制区域の指定を令和7年4月1日に予定している。

盛土規制法による許可と都市計画法の開発許可を同時に要する場合、盛土規制法では、都市計画法による許可をもって盛土規制法の許可を得たものとみなす（みなし許可）となっている。

県は、みなし許可を得た盛土等について、造成中の盛土規制法の中間検査は、開発許可事務の権限移譲を行っている市へ中間検査の権限を移譲するため、この度、盛土規制法によるみなし許可となる盛土等に対する中間検査手数料を追加する。

4 その他の事項

施行日 規則で定める日

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)によるみなし許可の中間検査手数料

開発区域の面積	手数料
3,000 m ² 以下	3,700 円
3,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	5,600 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	9,400 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以下	16,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以下	28,000 円
100,000 m ² 超	39,000 円

中間検査の対象工事

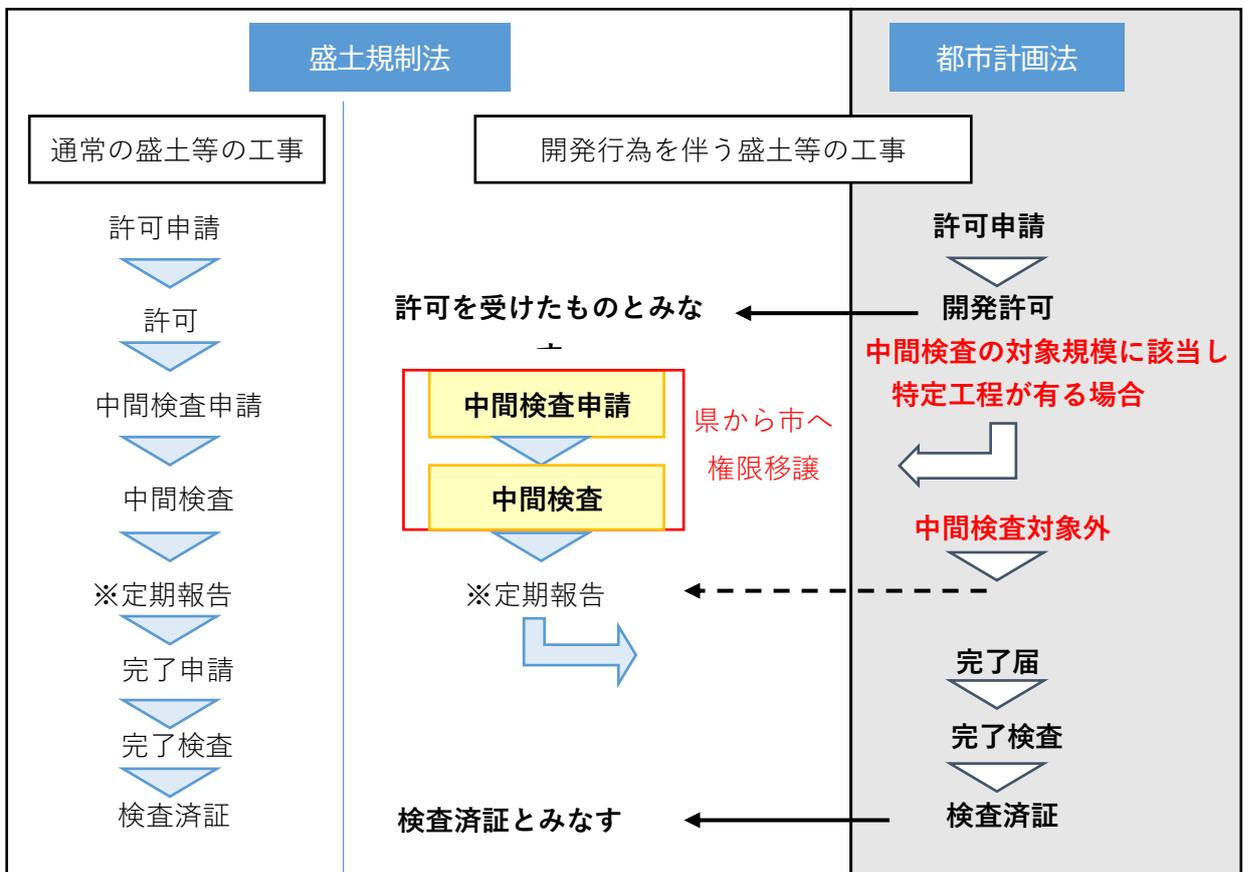
次のいずれかに該当する盛土等であって、暗渠排水管を設置する工事の工程（特定工程）が必要となる盛土等は中間検査の対象となります。

- ① 盛土で高さ 2 m 超の崖（崖：地表面が水平面に対し 30 度超の角度をなす土地）
- ② 切土で高さ 5 m 超の崖
- ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5 m 超の崖（①、②を除く）
- ④ 盛土で高さ 5 m 超（①、③を除く）
- ⑤ 盛土または切土の面積 3,000 m² 超（①～④を除く）

特定工程

本県においては、次の土地に盛土等をする場合は暗渠排水管の設置義務となります。

- ① 盛土規制法施行規則第 12 条で規定する土地（溪流等）
- ② 雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地



※定期報告の対象盛土等は、中間検査の対象規模：①～⑤と同じ基準に該当する盛土